

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分及び一時扶助決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和5年1月20日付けで行った保護開始決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同月24日付けで行った一時扶助決定処分（以下「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれ取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張する。

住宅扶助32,130円、生活保護費1月分71,579円、食事費1万6千円位、生活費扶助1万7千円の生活保護を受けている。

生活保護の支給額から住宅費を差し引いた残金が自分の生活保護費である。私の生活扶助は病院の入院費に対する扶助のようである。年金手当の6万8千円が算定されておらず、障害加算額もなく、療育手帳を（所有して）いるが手当もない。

このことは行政違反であり、不服申し立てをする。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年　月　日	審議経過
令和7年 1月23日	諮問
令和7年 4月22日	審議（第99回第3部会）
令和7年 5月22日	審議（第100回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定める。

また、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とし、同項の規定に基づいて「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が定められている。

(2) 生活扶助

法12条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」とし、保護基準において、基準生活費や障害者加算を含む各種加算等の具体的な金額等が定められている。

(3) 障害者加算

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2・(2)・エ・(イ)によれば、障害者加算については、一定の障害がある者に対して障害の程度に応じて支給することとされ、障害の程度の判定に当たっては、障害の程度が確認できる書類によ

り行うこととされている。

(4) 住宅扶助

法 14 条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。そして、法 33 条 1 項柱書は、住宅扶助の方法について、住宅扶助は金銭給付によって行うものとすると定める。

(5) 申請に基づく保護の開始

法 24 条 1 項によれば、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされ、さらに、同条 3 項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされ、同条 4 項によれば、第 3 項の書面には決定の理由を附さなければならぬとされている。

(6) 無料低額宿泊施設

無料低額宿泊施設は、社会福祉法 2 条 3 項 8 号において「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」と規定された第 2 種社会福祉事業を行う施設である。

(7) 局長通知の位置付け

局長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分について

(1) 本件処分 1 について

処分庁は、請求人が令和 5 年 1 月 5 日に保護申請を行ったため、同月 20 日付で、手持金・累積金の減少を理由とし、同月分の支給額を 71,559 円とする保護開始処分（本件処分 1）を行ったことが認められる。

処分庁は、請求人から提出のあった保護申請を受けて、法令等に

基づき保護開始を決定したものであり、住宅扶助費として別途、本件処分2により請求人の居室使用料を一時扶助しており、保護費の計算に違算等も認められないから、本件処分1は、法令等の定めに基づき適正に行われた処分である。

(2) 本件処分2について

請求人が居住している〇〇は無料低額宿泊施設であり、同施設の宿泊所利用重要事項説明書及び宿泊所利用契約書に記載のとおり、居室使用料は日額1,190円であるから、処分庁は、請求人が入所している令和5年1月5日から同月31日までの27日分の居室使用料に当たる $1,190\text{円} \times 27\text{日} = 32,130\text{円}$ について、住宅扶助費として同月24日付けで一時扶助決定（本件処分2）を行ったことが認められる。

処分庁は、〇〇の宿泊所利用重要事項説明書及び宿泊所利用契約書に基づき、請求人の入所期間の居室使用料を住宅扶助費として認定し、一時扶助決定を行ったのであるから、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

(3) 総括

上記(1)及び(2)から、本件各処分は、いずれも適法・妥当である。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、本件各処分について不服とするようである。

しかし、上記2に記載のとおり、無料低額宿泊施設である〇〇に入所した請求人に対して、本件処分2により、本件処分1とは別に、入所月である令和5年1月分の住居扶助費が支給されているから、改めて住宅扶助費が支給されることはない。

また、障害者加算について、請求人は、保護開始時において、障害者加算に該当する書類を提出していないことから、処分庁はこれを認定せずに請求人の生活扶助費を決定したのであって、本件各処分は、法令等の定めに則って適正に行われたものである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子